

令和 8 年

監督処分庁： 静岡県

1. 処分を受けた建設業を営む者に関する事項

商号又は名称	有限会社関組	代表者氏名	関 由美子
主たる営業所の所在地	静岡県熱海市清水町6-27-105		
許可番号	静岡県知事許可	許可を受けている建設業の種類	一般 - 土、と、解
	(般-2、3)第36550号		

2. 処分に関する事項

処分年月日	令和8年2月19日	処分を行った者	静岡県知事
根拠法令	建設業法第29条の2第1項		
処分の内容	建設業法第29条の2第1項の規定に基づく許可取消し (土木工事業、とび・土工事業、解体工事業)		
処分の原因となった事実	営業所等不確知		
	有限会社関組の営業所の所在地を確知することができないため、令和8年1月16日付け静岡県公報第690号でその旨を公告したが、当該公告の日から30日を経過しても同社から申出がなかった。		
その他参考となる事項			